

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 5 月 21 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730050

研究課題名(和文)競争規制の歴史的成立をめぐって ホームズの理論的寄与

研究課題名(英文)Historical Foundation of Competition Law and Its Regulation -- Theoretical Contribution of Oliver Wendell Holmes, Jr.

## 研究代表者

滝澤 紗矢子(TAKIZAWA, Sayako)

東北大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：40334297

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：第一に、Oliver Wendell Holmes, Jr. "Common Law" 第6講 'Possession'の中で、ホームズがどのように19世紀後半のアメリカで隆盛していた自然権的思考と対峙し、私的取引に対して競争政策の観点から政府規制を行う道を切り開いたかを、具体的に検討した。

第二に、ホームズが、裁判官として、どのように自らの法思想を実現していったのかを、Dr. Miles Medical Co. v. John D. Park & Sons Co., 220 U.S. 373 (1911) におけるホームズ反対意見を通じて具体的に検討し、その今日的意義を確認した。

研究成果の概要(英文)：First, by close study on Oliver Wendell Holmes, Jr. "Common Law" Chapter 6 'Possession', I analyzed what kind of Legal theory Holmes proposed in order for states to regulate private transactions from the competition policy in the late 19th century American jurisprudence when classical legal thought based on natural law theory flourished. Second, I examined Dr. Miles Medical Co. v. John D. Park & Sons Co., 220 U.S. 373 (1911), especially dissenting opinion by Holmes. By this examination, I clarified how Holmes realized his legal theory as a Judge. I also found out contemporary significance of his dissenting opinion.

研究分野：経済法

キーワード：競争規制 アメリカ合衆国 ホームズ

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 独禁法は、現在、競争政策とその規制の中心的法律としての地位を確立している。しかし、歴史的に競争法規制がどのように成立してきたのか、という観点からの研究は、我が国において非常に少ない状況にある。とりわけ、競争法規制を特定の思想との関連で研究する試みはほとんど存在しない。しかし、こうした研究は、大局的視野から法理論の精緻化を目指す上で不可欠であると考えられる。本研究は、オリバー・ウェンデル・ホームズ・Jr. に焦点を当てて、彼の法思想がアメリカ合衆国における競争法規制にどのように寄与したかを検討することで、従来の研究の間隙を埋めようとするものである。

(2) 本研究は、次のような現実的意義をもつ。ホームズは後に連邦最高裁判事に就任して以降、彼はいくつかの反トラスト法重要な判決において、意見を表明している。これに着目すれば、彼の法思想がいかに具体の事案に当てはめられていったかを探求することで可能となる。そして、こうした検討を通じて、具体的な競争法規制のあり方にホームズの法思想がいかに寄与していたかも検討できる。以上のようにホームズの競争法規制に対する具体的考え方の発現を探ることで、現在の競争法規制のあり方を考える上でも理論的手がかりが得られるであろう、との問題意識をもつ。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、競争法規制の歴史的思想的成立を追求するという上述の問題意識のもとで、研究対象となる思想家として、オリバー・ウェンデル・ホームズ・Jr. に焦点を当てる。ホームズは、アメリカ法学史上の巨人として著名であるが、競争法規制に関しても、いくつかの論考を残している。さらに、ホームズは、後に連邦最高裁判事に就任し、アメリカ反トラスト上重要な判決において意見を執筆している。しかし、これらを詳しく検討した論考は日本において存在せず、アメリカ合衆国においても少ない状況にある。本研究は、ホームズの競争法規制に対する思想的寄与と具体の判決における法思想の発現とを有機的に連関させながら検討を行い、アメリカ競争法規制の成立に対するホームズの思想的寄与の在り方を明らかにすることを目的とする。

(2) 「1. 研究開始当初の背景」で述べたように、我が国においては競争法規制の重要性が増している一方で、その基礎研究が十分行われていない状況にある。とりわけ、個々の法規制の歴史的思想的基盤について解明した研究は希少である。本研究は、このような独禁法学上の問題をわずかでも解決する

ことで現在の競争法規制を検討する際の理論的手がかりを提供することも目指している。

## 3. 研究の方法

本研究は、以上の目的意識の下、オリバー・ウェンデル・ホームズ・Jr. の法思想と彼の関与した具体の判決の双方を研究対象として、ホームズの思想がアメリカ合衆国における競争法規制の成立にいかに関与したのかを探求するものである。

(1) ホームズの法思想の研究の手がかりとした先行研究は、Morton J. Horwitz “The transformation of American Law 1870-1960” (Oxford University Press, 1992) Chapter 4 ‘The Place of Justice Holmes in American Legal Thought’ である。これを検討する中で基本的視座を獲得し、研究対象を Holmes “Common Law” に絞ることとした。同著の中でも、¥とりわけ競争法規制に関する彼の基本的思考のあり方が表れていると推測された、第6講 ‘Possession’ を中心に据え、これを精読するという方法をとった。

(2) ホームズの関係した競争法規制に係る判決・意見をまず収集し、順次読み進めるという作業を最初に行った。収集した判決は対象とする事案がばらばらであるため、すべてを扱うのは困難であることにかんがみ、収集した判決・意見に序列をつけ、順次その意義を探求するという方法をとった。具体的に研究対象として取り上げたのは、再販売価格維持行為について当然違法の原則を打ち立てた判決として著名であり、近年 Leegin Creative Leather Products, Inc. v. PSKS, Inc., 551 U.S. 877 (2007) によって判例変更の対象とされた、Dr. Miles Medical Co. v. John D. Park & Sons Co., 220 U.S. 373 (1911) である。同判決において、ホームズは規制に謙抑的であるべきことを説く反対意見を執筆していた。この判決を第一に取り上げたのは、日本独禁法の下でも、公取委による流通取引慣行ガイドラインの見直しを契機として、再販売価格の拘束に対する規制のあり方を再検討しようという機運が高まっていることによる。上記判決におけるヒューズ法廷意見とホームズ反対意見の再検討を通じて、再販売価格維持行為に対する規制のあり方を考えるための基本的視座を提供しようとする意味をもつ。

## 4. 研究成果

(1) ホームズの法思想という見地から、彼が競争法規制にいかなる寄与を行ったかを明らかにした研究成果の中心は、滝澤紗矢子

「アメリカ競争規制に対するO・W・ホームズJr.の理論的寄与」水野紀子編『社会法制・家族法制における国家の介入』(有斐閣、2013年)43-52頁である。本論文において、私的取引に対する規制にきわめて謙抑的な態度がとられていた19世紀後半のアメリカ合衆国において、ホームズが競争の観点からいかなる問題意識を持ち、競争法規制の実現に向けてどのような思想的展開を図ったかを検討した。州際通商の発展と大規模法人の活躍という社会構造上の変化において、ホームズが私的領域に政府規制を及ぼす必要性につき強い問題意識を持っていたことをまず確認した。そのうえで、自然法理論に基づく私有財産の絶対的保護が隆盛していた19世紀後半のアメリカにおいて、ホームズが次のような独創的思考を提示して転換を図ろうと試みていたことを確認した。第一に、占有の説明に行き詰まることから、私人の意思の自由を出発点として私有財産を正当化する自然権的思考には限界があること、第二に、自然権的思考においては権利を起点として発想するところを根底から覆し、権利の前に義務がくるべきことを具体的に主張し、同時に権利と義務の連関も切断したこと、第三に、法以前に権利義務が自然権的に発生することはないことを提唱し、政策に基づいてこそ法が形成されると主することで、私的取引に対して政策に基づく政府規制を行う理論的基盤を提供したこと。以上により、法思想の観点からアメリカ合衆国における競争法規制の成立にホームズが重要な理論的寄与を行っていたことを具体的に明らかにした。

(2) ホームズが裁判官として、具体の事案においてどのように自らの法思想を実現していったのか、という観点からの研究成果の中心は、滝澤紗矢子「再販売価格維持行為に対する競争法規制に関する一考察」Dr. Miles Medical Co. v. John D. Park & Sons Co., 220 U.S. 373 (1911) の再検討」と題する論文の、学術雑誌東北法学への連載である。同判決に提出されたホームズ反対意見を、(1) で検討したホームズの法思想、およびヒューズ反対意見との対抗関係の下で精読した。精読に当たっては、20世紀当時のアメリカの政治的・社会的背景を踏まえた理解を心掛けた。検討の結果、再販売価格維持行為規制に関するホームズ反対意見は今日的意義をもつことが確認できた。同時に、Leegin Creative Leather Products, Inc. v. PSKS, Inc., 551 U.S. 877 (2007) による判例変更以降、顧みられることが少なくなっているヒューズ法廷意見の読み直しにもつなげることができた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

#### 〔雑誌論文〕(計 3件)

滝澤紗矢子「再販売価格維持行為に対する競争法規制に関する一考察(3・完)」  
Dr. Miles Medical Co. v. John D. Park & Sons Co., 220 U.S. 373 (1911) の再検討」法学80巻3号(2016年)掲載確定、査読無

滝澤紗矢子「再販売価格維持行為に対する競争法規制に関する一考察(2)」  
Dr. Miles Medical Co. v. John D. Park & Sons Co., 220 U.S. 373 (1911) の再検討」法学79巻4号(2015年)掲載確定、査読無

滝澤紗矢子「再販売価格維持行為に対する競争法規制に関する一考察(1)」  
Dr. Miles Medical Co. v. John D. Park & Sons Co., 220 U.S. 373 (1911) の再検討」法学78巻6号(2015年)31-59頁、査読無

#### 〔学会発表〕(計 0件)

#### 〔図書〕(計 2件)

滝澤紗矢子「アメリカ合衆国における再販売価格維持行為規制の歴史的展開」伊藤孝夫編『経済法の歴史』(勁草書房、2016年)発行確定

滝澤紗矢子「アメリカ競争規制に対するO・W・ホームズJr.の理論的寄与」水野紀子編『社会法制・家族法制における国家の介入』(有斐閣、2013年)43-52頁

#### 〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等  
研究者の研究等に関する HP  
[http://www.law.tohoku.ac.jp/staff/takizawa\\_sayako](http://www.law.tohoku.ac.jp/staff/takizawa_sayako)

6. 研究組織

(1) 研究代表者 滝澤 紗矢子  
(TAKIZAWA Sayako)  
東北大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：40334297

(2) 研究分担者  
( )

研究者番号：

(3) 連携研究者  
( )

研究者番号：